

長崎県社会的養育推進計画

令和2年3月
長崎県

目 次

1 . 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	2
2 . 当事者である子どもの権利擁護の取組	5
3 . 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組	7
4 . 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	10
5 . 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	15
6 . パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための 支援体制の構築に向けた取組	23
7 . 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 に向けた取組	26
8 . 一時保護改革に向けた取組	30
9 . 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	33
10 . 児童相談所の強化等に向けた取組	34

参考資料

代替養育を受けている子どもや社会的養護経験者に対する アンケート調査結果	37
長崎県社会的養育推進計画のイメージ図	51
用語解説	52
長崎県社会的養育推進計画策定委員会設置要領・名簿	55

1. 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方

2016年に児童福祉法等の一部を改正する法律（2016年法律第63号。以下「2016年改正児童福祉法」という。）が成立しました。この2016年改正児童福祉法においては、1947年（昭和22年）の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるといふ大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、児童養護施設及び乳児院（以下、「施設」という。）の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

また、これらを施策として展開するにあたっては、2016年改正児童福祉法第2条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされました。

本県においても、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの家庭養育優先原則の実現に向けて、2014年度に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「長崎県社会的養育推進計画」を定め、社会的養育の体制整備を推進していきます。

参考) 2014年度に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」

- ・「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）を踏まえ、「施設が9割、里親が1割」の現状に対し、2029年度末までに、「施設の本体施設、グループホーム、里親およびファミリーホームを3分の1ずつ」にしていく取組を推進する「長崎県家庭的養護推進計画」を策定。

(2) 社会的養育の体制整備の全体像

本計画における社会的養育の体制整備の全体像は下記のとおりです。具体的な取り組み等については、5ページ以降に記載します。

当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者

である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について整備します。

市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組

- ・子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターや、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町設置に向けて支援します。さらに、一時預かり事業や子育て短期支援事業、養育支援訪問事業などの市町の子育て支援メニューの拡充に向けて支援します。

里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・「家庭養育優先原則」を実現するために、里親・ファミリーホームのリクルート、研修、支援などを里親・ファミリーホームとチームとなって包括的に実施するフォスタリング体制を構築し、新たな体制のもと、里親・ファミリーホームを増やし、子どもの個々のニーズや生き立ちに応じたケアを提供するなど質の高い里親・ファミリーホーム養育を実現します。

パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・養子縁組が適当と考えられる児童について、十分なアセスメントとマッチングを行い、積極的に特別養子縁組を推進するための体制を構築します。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・施設において小規模かつ地域分散化を進めるとともに、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等の実施に向けて支援します。

一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護を図り、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供します。

社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援のため、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施や自立援助ホームの実施

など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化を図ります。

児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童虐待相談対応件数の増加に加え、複雑・困難なケースの増加にも対応するため、児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから中核市の児童相談所設置を含め、児童相談所の体制強化を図ります。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、改正児童福祉法等を受けて、既存の長崎県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに長崎県社会的養育推進計画を策定するものです。

(4) 計画期間及び計画の進捗管理・見直し

本計画の期間は、2020年度から2029年度までです。

また、毎年度、本計画の進捗状況を検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、見直しについて検討を行います。

2. 当事者である子どもの権利擁護の取組

(1) 将来像

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について整備します。

(2) 課題

ア. 代替養育に関する措置とその変更時、入所及び委託後の定期的な意見聴取

- ・措置やその変更の際は、その理由や見通しについて、児童相談所から子どもへの説明と子どもの意見聴取を実施しているが、入所及び委託後については、施設から児童相談所が状況報告を受け、必要に応じて不定期に児童との個別面接を実施する状況であるため、児童相談所等による入所及び委託中の全児童に対する定期的（年1回など）な説明や意見聴取が必要です。

イ. 児童福祉審議会等における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

- ・児童福祉審議会に意見を申し立てる方策として、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所措置中の児童については、児童福祉審議会の事務局に直接届く封筒を添付した権利ノートを配布し、児童から意見の申立てがあった場合は事務局を經由して審議会に報告する仕組みとなっているので、里親・ファミリーホーム委託児童についても権利ノートを配布するとともに、活用についての普及啓発が必要です。
- ・子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みの構築が必要です。

(3) 取組と指標

ア. 代替養育に関する措置とその変更時、入所及び委託後の意見聴取について

- ・措置やその変更の際の子どもへの説明及び意見聴取については今後も継続し、入所及び委託後の定期的な全児童に対する説明や意見聴取の体制を整備します。

イ. 児童福祉審議会等における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

- ・里親・ファミリーホーム委託児童用の権利ノートを作成し、その趣旨や内容を子どもや里親・ファミリーホームが十分に理解した上で実施する

仕組みや、里親・ファミリーホーム委託児童から意見の申し立てがあった場合に適切に対応する体制を構築します。

- ・子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みの構築については、国のガイドライン等を踏まえ検討します。

指標	2019年度	2024年度	2029年度
子どもへのアンケート調査	実施	実施	実施

3. 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組

(1) 将来像

「家庭養育優先原則」を実現するため、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することが必要です。

そのために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを2020年度までに全市町設置に向けて支援します。

また、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う市区町村子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに全市町設置に向けて支援します。

さらに、一時預かり事業や子育て短期支援事業及び養育支援訪問事業などの市町の子育て支援メニュー拡充に向けて支援します。

(2) 課題

市町の相談支援体制

ア. 子育て世代包括支援センターの設置

- ・子育て世代包括支援センター設置のためには、人材や予算の確保、職員のスキルアップ、支援プランの作成等が必要です。
- ・2018年度末時点で、設置済は2市2町という状況です。

イ. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置のためには、人材や予算の確保、母子保健部門との調整等が必要です。
- ・2018年度末時点で、設置済みは3市1町という状況です。

ウ. 市町の子育て支援メニューの充実

- ・子育て短期支援事業について、離島部において、ニーズはあるが実施可能な施設等がなく事業を実施できていない地域があります。
- ・2018年度末時点で、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は全市町が実施しています。一方、その他の事業は、地域によって未実施の事業がある状況です（一時預かり事業は2町、子育て短期支援事業のうちショートステイ事業は3市2町・トワイライトステイ事業は4市2町、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は5市5町、利用者支援事業は6市6町が未実施）。

エ. 母子生活支援施設の活用

- ・入所者は年々減少しているが、DV等で一時的に住宅確保の困難な母

子や養育能力の不安定な母等にとって、必要な児童福祉施設であるとともに、生活の場としてだけでなく、子育て短期支援事業などの事業を行うことにより、地域で暮らす子育て家庭も利用できる施設の在り方についても検討が必要です。

児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

- ・児童家庭支援センターは、児童虐待対応件数が増加する中で、児童相談所の補完的な役割や、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、地域および家庭からの相談や里親支援を担っており、各地域における設置が必要です。
- ・2018年度末時点で、県内に児童家庭支援センターは1か所設置されており、さらに、2019年度に1か所設置された状況です。（長崎市内および大村市内の児童養護施設に併設）

（3）取組と指標

市町が策定する子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、下記の取組を実施します。

市町の相談支援体制

ア．子育て世代包括支援センターの設置

- ・国の財政支援策の適切な活用等について助言します。
- ・連絡調整会議の開催や保健師等の専門職への研修を実施します。

イ．市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

- ・国の財政支援策の適切な活用等について助言します。
- ・スタートアップマニュアル等を活用し、設置に向けた支援を行います。
- ・児童福祉司任用前研修等を実施し、市町職員の積極的参加を働きかける等、市町職員の人材育成を支援します。

ウ．市町の子育て支援メニューの充実

- ・国の財政支援策の適切な活用等について助言します。
- ・在宅家庭を支援する多機能化された施設や希望する養育里親と市町が情報共有する場を設定し、子育て支援メニューの拡充（子育て短期支援事業、産前・産後母子支援事業、養育支援訪問事業等）を支援します。

エ．母子生活支援施設の活用

- ・特定妊婦含め、親子分離する前の支援として、不適切な養育や虐待の発生および再発防止のために、市町と連携して母子生活支援施設の活用を

検討します。

- ・市町や施設を対象とした研修を活用し、母子生活支援施設職員への研修を実施する等、多機能化に向けた支援を行います。

児童家庭支援センターについて

- ・児童家庭支援センターと児童相談所及び市町が情報共有する場を設定する等、各地域の在宅支援の強化を支援します。
- ・2029年度までに、佐世保市内、島原市内の児童養護施設に新たに併設することを目指します。（県内に4か所設置）

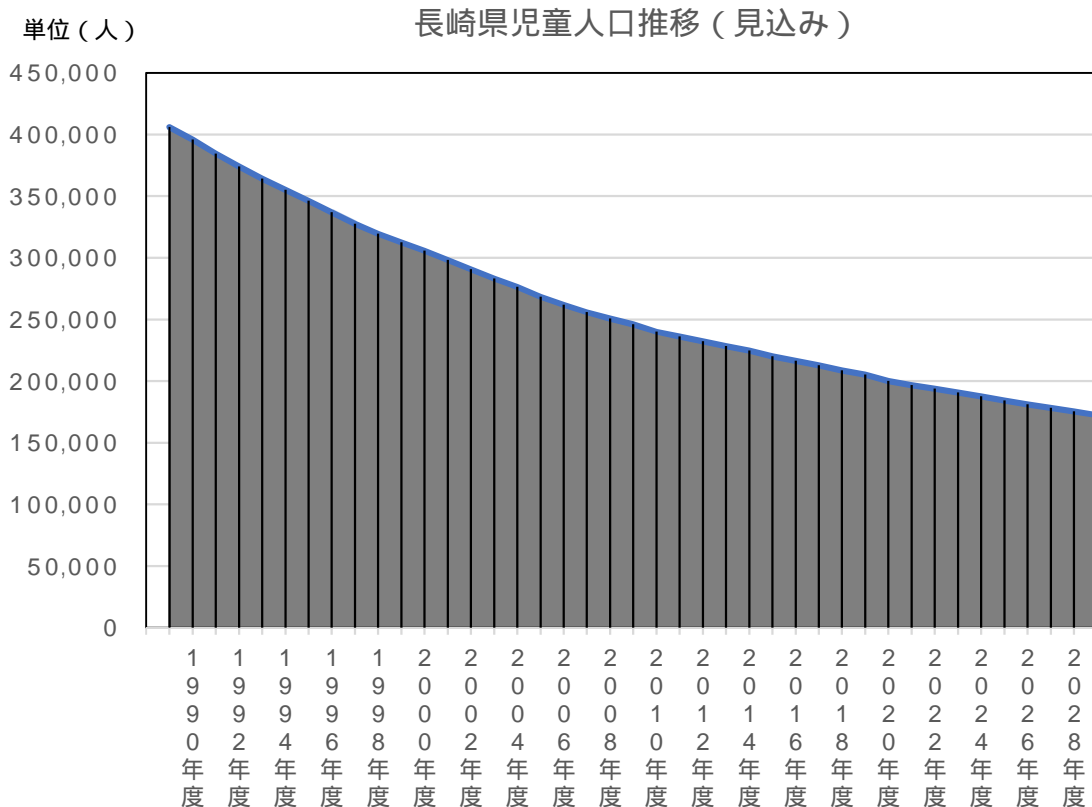
	指標	2018年度	2020年度	2022年度
市町の在宅支援充実強化	子育て世代包括支援センター実施率	4市町 (19%)	21市町 (100%)	-
	市区町村子ども家庭総合支援拠点実施率	4市町 (19%)	-	21市町 (100%)

4．各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

長崎県家庭的養護推進計画（2015年3月策定）で推計した各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の人口推計や代替養育が必要な子ども数の人口に占める割合等を踏まえて、時点修正を行います。

(1) 子どもの人口推計

子どもの人口推移を見ると、下記の表にあるとおり、本県の18歳未満人口推移を推計したところ、1990年度の約40万人から2018年度には約21万人（1990年度比約48%減）、さらには、2029年度には約17万人にまで減少（1990年度比約57%減）することが予想されます。

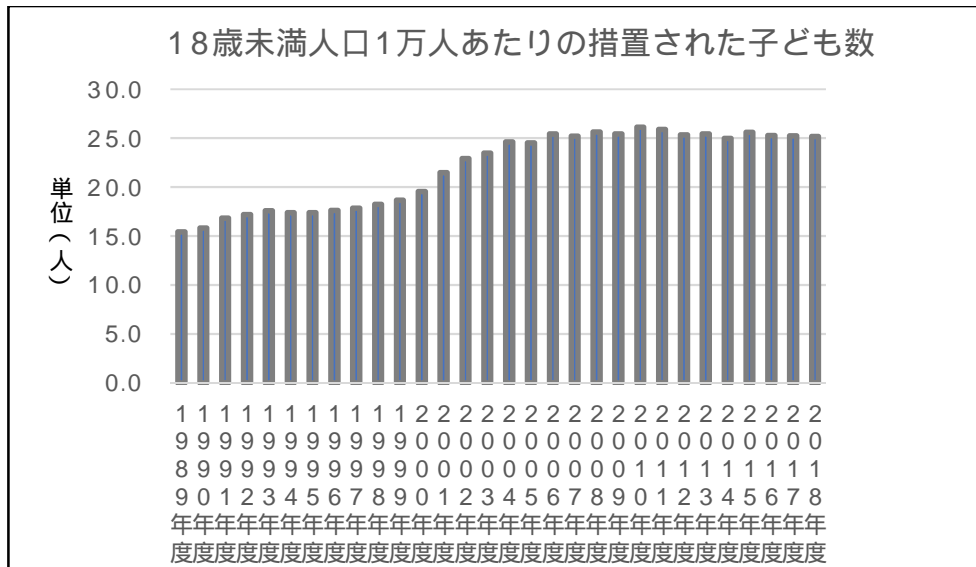


注) 国立社会保障・人口問題研究所の「将来の地域別男女5歳階級別人口(各年10月1日時点の推計人口: 2015年は国勢調査による実績値)」で、2018年に公表されている、2020、2025、2030年における全人口及び、15歳未満人口、20歳未満人口を引用しながら、各年度の人口推移及び18歳未満人口の推移について、独自に推計したもの。

(2) 近年の代替養育が必要な子どもの状況

(ア) 現在、代替養育が必要な子ども数の割合

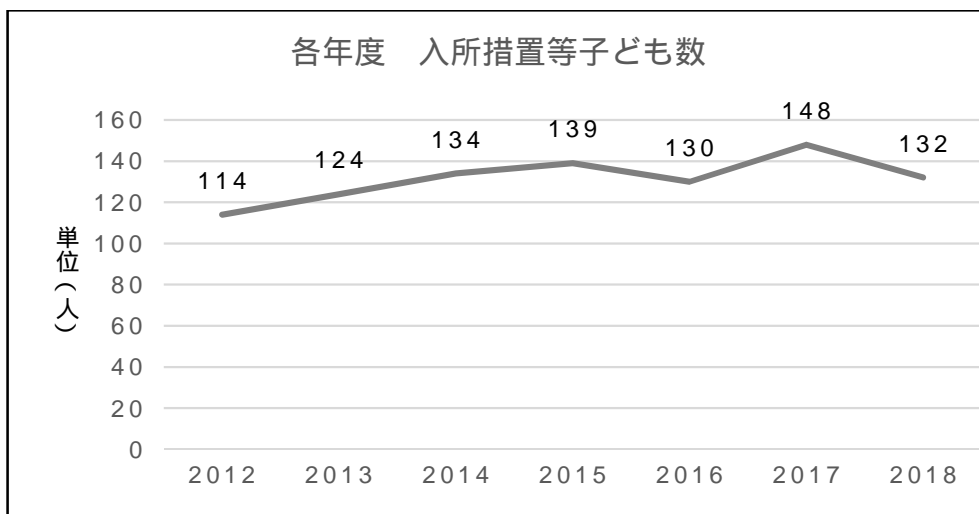
本県の18歳未満人口1万人あたりの措置された子どもの数を見ると、下表のとおり、1989年度の約15.4人から2018年度には約25.1人と増加しています。



注) 上記グラフは、施設、里親・ファミリーホームに入所(委託)措置されている児童数の18歳未満人口1万人あたりの割合。
措置児童数は、各年度において、各月初日で、施設等種別ごとに最も多く在籍している数(最大値)をとっている。

(イ) 当該年度中に施設、里親・ファミリーホームに入所した子ども数の状況

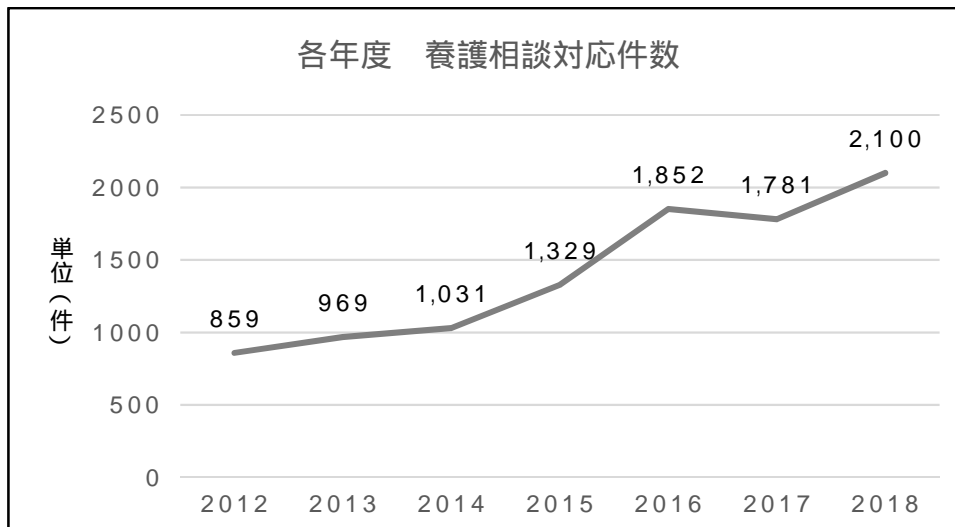
施設、里親・ファミリーホームに、入所した子ども数については、下表のとおり、2012年度に比べて2018年度は約1.2倍となっています。



(ウ) 児童相談所における養護相談対応件数の状況

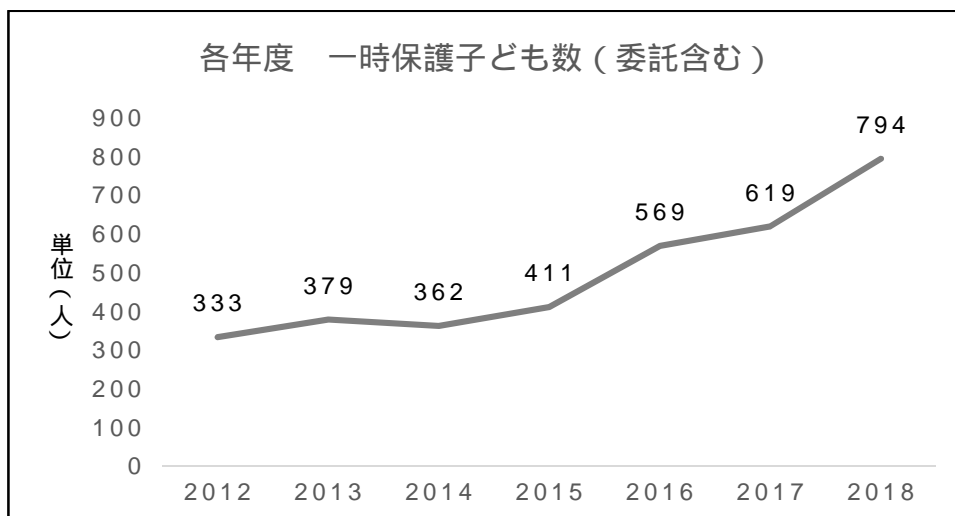
養護相談対応件数については、次頁の表のとおり、2012年度に比べて

2018年度は約2.4倍となっています。



(エ) 一時保護(委託含む)の子ども数の状況について

一時保護(児童養護施設等への一時保護委託含む)をした子ども数については、下表のとおり、2012年度に比べて2018年度は約2.4倍となっています。



(3) 代替養育を必要とする子ども数の推計

「(1)の子ども人口推計」のとおり、本県の18歳未満人口は年々減少していますが、「(2)近年の代替養育が必要な子どもの状況」の(ア)から(エ)にあるとおり、代替養育(一時保護含む)を必要とする子どもは年々増加している状況です。

したがって、今後も、代替養育を必要とする子ども数が、子ども人口減少に伴って必ずしも減少するとはいえず、これまでと同様に、児童相談所における各種相談の対応状況等を考慮して代替養育を必要とする子ども数を見

込む必要があり、その結果は、下表のとおりです。

(単位：人)

年度	長崎県人口	うち、18歳未満人口	代替養育を必要とする子ども数(見込)
2019	1,331,394	205,307	526
2020	1,320,596	199,941	521
2021	1,308,065	196,796	522
2022	1,295,652	193,700	522
2023	1,283,357	190,653	522
2024	1,271,179	187,654	522
2025	1,257,939	184,215	521
2026	1,244,796	181,190	520
2027	1,231,790	178,216	519
2028	1,218,920	175,290	518
2029	1,206,184	172,413	517

参考) 代替養育を必要とする子ども数の推計方法

(1) 1989年度から2018年度までの各年度における18歳未満人口あたりの措置(施設・里親・ファミリーホーム)されている児童数の割合(各年度における措置率)を計算。

措置児童数は、各年度において、各月初日で、施設等種別ごとに最も多く在籍している数(最大値)をとっている。

$$\frac{\text{各年度における措置(施設・里親・ファミリーホーム)児童数}}{\text{各年度における18歳未満人口}} = \text{措置率}$$

(2) 1989年度から2018年度までの各年度における措置率の推移について、その傾き(増加・減少率)を算出。

$$\text{傾き} = \frac{y_2 - y_1}{x_2 - x_1} = \frac{(\text{年度}) \times (\text{措置率})}{(\text{年度})^2} \text{ 乗} = 0.436$$

(3) 2019年度以降の各年度における措置率について、(1)(2)に基づき推計。

(4) 2019年度以降の各年度の18歳未満人口(見込)に、(3)を乗じて、今後の各年度における代替養育を必要とする子ども数を推計。

なお、代替養育を必要とする子ども数を年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に推計すると、下表のとおりです。

（単位：人）

年度	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期以降	計
2019	29	45	452	526
2020	29	44	448	521
2021	29	44	449	522
2022	29	44	449	522
2023	29	44	449	522
2024	29	44	449	522
2025	29	44	448	521
2026	29	44	447	520
2027	29	44	446	519
2028	29	44	445	518
2029	29	44	444	517

参考）代替養育を必要とする子ども数の年齢区分別推計方法

- ・2019年度以降の各年度における代替養育を必要とする子ども数（見込）に、2018年度の年齢構成比を乗じて算出。

5 . 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築【2020 年度までに】

将来像

里親家庭においては、子どもの成長や発達にとって、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育むことや基本的信頼感を獲得すること、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来の家庭生活を築く上でのモデルとすること等が期待できます。

里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、個々のニーズや生い立ちに応じたケアを提供することが必要になるため、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の発達などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うとともに、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにしなければなりません。

今後、「家庭養育優先原則」を実現するために、里親・ファミリーホームのリクルート、研修、支援などを里親・ファミリーホームとチームとなって包括的に実施するフォスタリング体制を 2020 年度までに構築し、新たな体制のもと、里親・ファミリーホームを増やし、質の高い里親・ファミリーホーム養育を実現します。

課題

ア．フォスタリング業務の実施体制

- ・里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するためには、里親、フォスタリング機関、児童相談所、市町、施設、保育所、教育機関、医療機関等がチームを組みながら里親養育を行うこと（以下「チーム養育」という。）が重要です。
- ・2019 年度において、児童相談所と、里親支援機関 A 型の長崎県里親育成センター「すくすく」（2016 年度から社会福祉法人光と緑の園に、里親制度等普及促進事業及び里親研修・トレーニング事業を委託）、里親支援機関 B 型の県央児童家庭支援センター（ラポールセンター）、みなみやまてこども家庭支援センターびいどろ、長崎県里親会、施設の里親支援専門相談員または家庭支援専門相談員と連携し、里親支援を実施しています。
- ・今後、里親・ファミリーホームとフォスタリング機関がチーム養育を効果的に実施するためには、フォスタリング機関と里親・ファミリーホームの相互理解は不可欠であり、そのためにリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む）に至るまでの一連の過程を切れ目なく一貫した体制で行う中で、互いの特性について理解を深める必要があります。

イ．里親制度等普及促進・里親リクルート

- ・2019年4月時点で、里親（縁組および親族里親は除く）登録者がいない市町があるため、県内全市町に里親を確保することが必要です。
- ・代替養育が必要となった場合、学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するためや、児童の意向に沿った委託が可能となるなど様々な選択ができるよう、里親のリクルートについては、中学校区単位での里親登録を目標とします。

ウ．里親・ファミリーホームの専門性の向上

- ・2018年度に、施設に新規入所措置となった子どものうち、里親委託としなかった理由が、子どもの情緒行動上の問題であった子どもが28.8%（ファミリーホームの場合も28.8%）、また、委託措置後の里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更または解除の割合が新規で里親・ファミリーホーム委託した子どもの27.6%（H27～H29平均）となっています。
- ・施設ケアにより情緒行動上の問題が緩和した児童については、児童の意向や状況に応じて里親・ファミリーホームが受け皿として対応する、または、里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更・解除を防ぐためには、専門里親のさらなる育成及び里親・ファミリーホームの養育力の向上、並びに次に記載する「エ．里親・ファミリーホームの支援体制の整備」が必要です。

エ．里親・ファミリーホームの支援体制の整備

- ・施設ケアにより情緒行動上の問題が緩和した児童については児童の意向や状況に応じて里親・ファミリーホームが受け皿として対応する、または、里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更・解除を防ぐためには、県内全域における里親・ファミリーホーム支援（相談支援、レスパイトケアの利用）体制の整備が必要です。

オ．保護者への対応

- ・2018年度に、施設に新規入所措置となった子どものうち、里親委託としなかった理由が、保護者の不同意が22.8%（ファミリーホーム委託の場合は8%）、里親に対し不当な要求を行うなど対応困難な保護者が22.8%（ファミリーホーム委託の場合は12.9%）であり、保護者側の理由で里親・ファミリーホーム委託が難しい子どもが存在しています。保護者に対して、里親・ファミリーホームを正しく理解してもらう説明や組織として対応できる体制整備が必要です。
- ・施設入所措置とした場合、家庭復帰が困難で施設入所が長期化する事例があるため、計画的な家庭復帰支援及び家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援への移行が必要です。

取組と指標

ア．フォスタリング業務の実施体制

- ・里親・ファミリーホームのリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む）に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスタリング機関を設置することを検討します。
- ・施設、児童家庭支援センター、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園、医療機関についても、支援者として位置づけ里親養育を理解し支援する体制を整備します。

イ．里親・ファミリーホームのリクルート

- ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等での広報啓発や、県内全市町における出前講座の実施を継続します。
- ・里親不在地域において児童福祉関係者及び教育関係者などにターゲット層を絞る等の実効性のあるリクルートを実施します。

ウ．里親・ファミリーホームの専門性の向上

- ・専門里親の要件を満たす養育里親へ専門里親研修の受講を促します。
- ・里親の養育力向上を図る各種研修を充実します。

エ．里親・ファミリーホーム支援体制の整備

- ・里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、施設に里親支援専門相談員の配置を促進します。
- ・児童相談所において、里親養育支援児童福祉司の配置を継続します。
- ・家庭支援専門相談員、児童家庭支援センターをさらに活用します。
- ・里親相互交流の場としての里親サロン開催の支援を強化します。（里親の相互支援、里親間のレスパイトケアの促進）
- ・里親や養子縁組家庭が地域の社会資源の活用等を円滑にできるよう、市町との連携をさらに強化します。
- ・里親支援機関がない地域での支援体制整備について検討します。
- ・里親支援専門相談員をはじめとする里親支援に携わる支援者の研修を実施し、里親支援のスキルアップを図ります。

オ．保護者への対応

- ・養育里親および専門里親、ファミリーホームによる養育については、養育の目的が、家族再統合や子どもの自立支援であること、フォスタリング機関とチームで養育に当たることを、児童相談所において、明確に保護者に説明し

ます。

- ・ 児童相談所は、子どもと保護者に対し、面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確に示すとともに、フォスタリング機関、里親、実親及び子ども本人の間で共有します。
- ・ 養育里親および専門里親については、「養育家庭」および「専門養育家庭」という名称を用います。
- ・ 里親・ファミリーホームに対し不当な要求を行うなど対応困難な保護者に対して、児童相談所及び里親支援機関が対応する体制を整備します。
- ・ 施設入所措置とした場合、児童相談所と、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員および市町が連携し、早期の家庭復帰に向けた支援と、家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援を実施します。
- ・ 児童相談所において、里親養育支援児童福祉司の配置を継続するとともに、施設入所後の家庭移行支援および里親委託支援の実施体制を強化します。

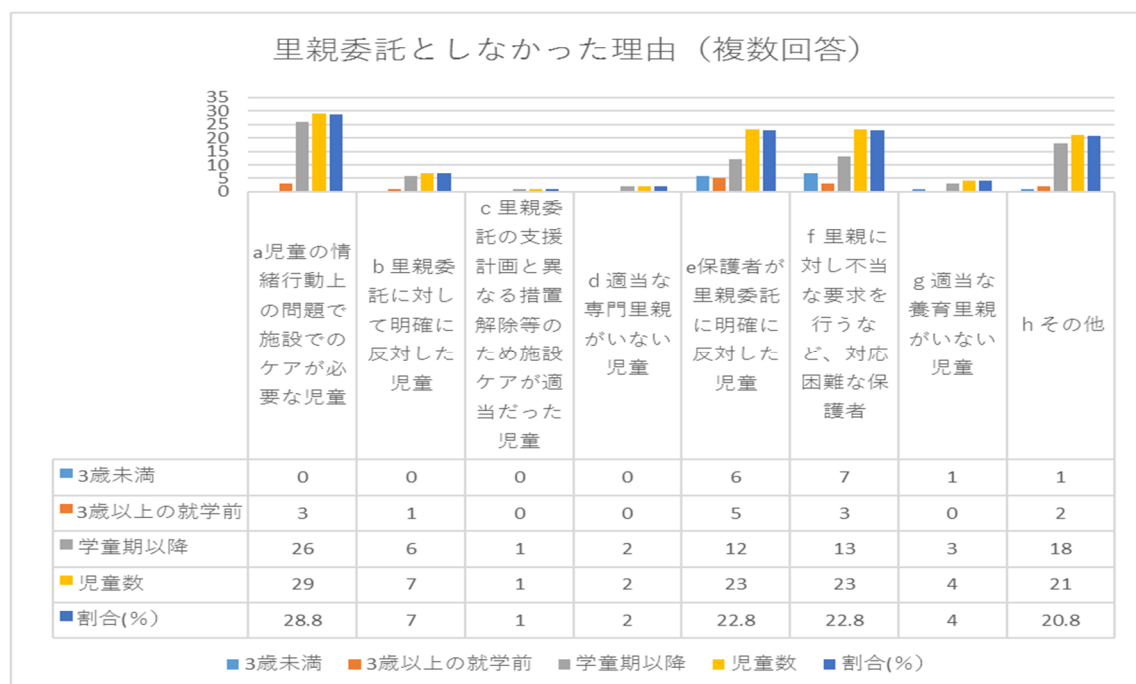
(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

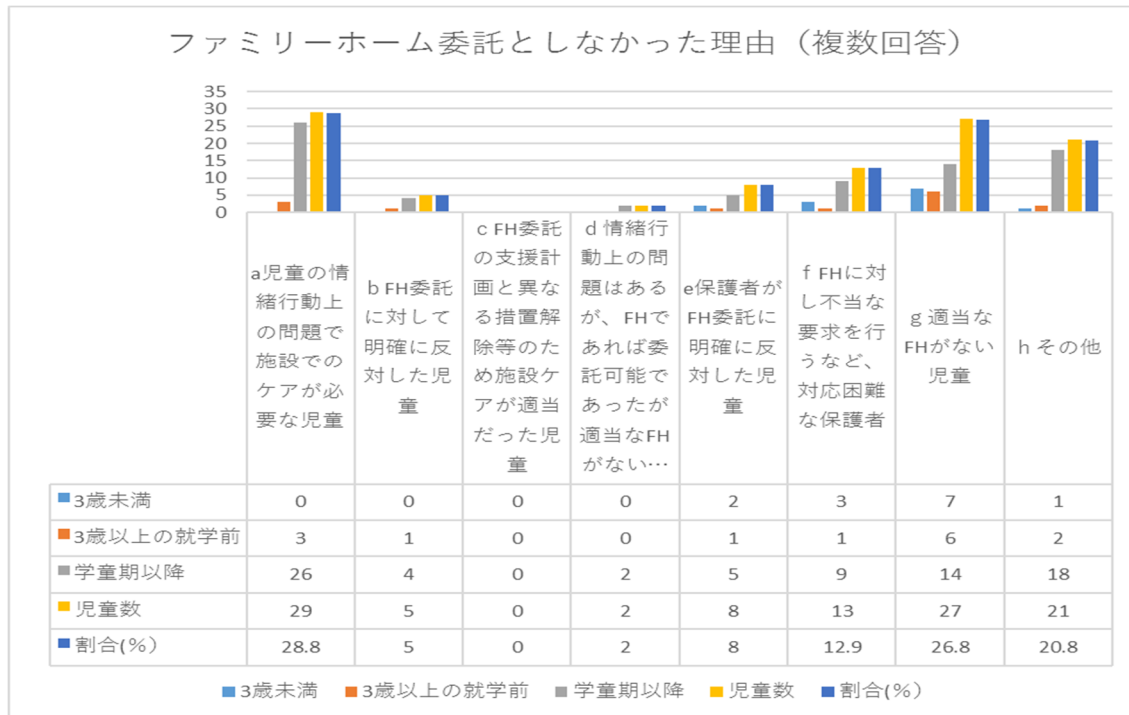
入所・委託措置の現状について

- ・ 2018 年度に、新規に施設入所措置とした子どもは 101 名、新規に里親・ファミリーホーム委託措置とした子どもは 9 名です。

里親・ファミリーホーム委託としなかった理由について

- ・ 2018 年度に、新規に施設入所措置とした子ども 101 名を対象に、「里親・ファミリーホームに委託としなかった理由」を児童相談所に調査した結果、次頁の表のとおりとなりました。





新たな取組により当初措置で里親・ファミリーホームに委託可能となる子ども数の見込み

- ・「a 児童の情緒行動上の問題で施設でのケアが必要な児童」が 28.8%、「b 里親・ファミリーホーム委託に対して明確に反対した児童」が里親は 7%、ファミリーホームは 5%、「c 里親・ファミリーホーム委託の支援計画と異なる措置解除等のため施設ケアが適当だった児童」が里親は 1%です。これらの子どもについては、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家庭」に対する拒否感が強い子どもである等が考えられることから、当面は施設における養育が必要です。
- ・「d 児童に情緒行動上の問題があるが、専門里親またはファミリーホームであれば委託可能であったが、適当な専門里親またはファミリーホームがなかった」が 2%であり、今後専門里親またはファミリーホームの確保が必要です。
- ・「e 保護者が里親・ファミリーホーム委託に明確に反対した児童」が里親は 22.8%、ファミリーホームは 8%、「f 里親に対し不当な要求を行うなど対応が難しい保護者」が里親は 22.8%、ファミリーホームは 12.9%です。これらの子どものうち、今後、保護者への説明の工夫および保護者への組織的な対応ができる体制を整備することにより、当初から里親・ファミリーホーム委託が可能となる子どもがいると考えられます。
- ・「g 養育里親またはファミリーホームへの委託が可能であったが、適当な里親またはファミリーホームがなかった」が里親は 4%、ファミリーホームは 26.8%でした。これらの子どものうち、今後、里親またはファミリーホーム確保の取組をすることにより、当初から里親またはファミリーホーム委託が可能となる子どもがいると考えられます。

- ・「h その他」の理由で里親・ファミリーホーム委託としなかった子どもが20.8%で、詳細の理由については、きょうだい同一の里親・ファミリーホームへの委託が困難であった子どもや、他のきょうだいが施設入所を必要としたため同一の施設に入所した子ども等であり、当面は施設における養育が必要です。
- ・上記のとおり、新たな取組（保護者への説明の工夫および保護者への組織的な対応ができる体制整備等）により、現在施設入所措置としている子どもが当初措置から里親・ファミリーホームに委託することができます。

新たな取組により施設入所後に家庭養育に移行できる子どもの数の見込みについて

- ・当初措置で施設に入所していた児童について、児童相談所と施設（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員）との連携強化、保護者を含めた家庭復帰に向けた取組や家庭復帰が困難な場合の里親移行への取組、児童相談所の体制強化等により、家庭養育に移行できる子どもがいます。

については、実際に里親に委託できるかを、2018年度に、新規に施設入所措置とした子ども101名について個別に分析して推計し、また、については、当初は、施設に措置した子どもについて、その後、どれだけ里親・ファミリーホームに委託できるかを、先進自治体における取組と実績データをもとに推計することにより、次頁のとおり、里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込みを算出しました。

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
代替養育必要児童総数	525	526	521	522	522	522	522	521	520	519	518	517
3歳未満	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
3歳以上～就学前	45	45	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
学童期以降	451	452	448	449	449	449	449	448	447	446	445	444
里親・ファミリーホーム委託数	96	91	95	103	115	133	156	177	194	207	217	223
里親・ファミリーホーム委託率	18.3%	17.3%	18.2%	19.7%	22.1%	25.4%	29.9%	34.0%	37.3%	39.9%	41.9%	43.2%
3歳未満	9	-	9	12	14	16	18	20	22	22	22	22
里親・ファミリーホーム委託率	30.7%		30.9%	41.2%	48.0%	54.9%	61.8%	68.8%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
3歳以上～就学前	6	-	6	8	9	10	13	15	17	19	21	22
里親・ファミリーホーム委託率	13.5%		13.6%	18.8%	19.6%	23.1%	28.8%	33.7%	37.4%	43.3%	48.0%	50.9%
学童期以降	81	-	80	83	92	107	125	142	156	166	174	179
里親・ファミリーホーム委託率	18.0%		17.9%	18.4%	20.6%	23.8%	27.9%	31.7%	34.9%	37.3%	39.1%	40.3%
施設入所数	429	435	426	419	407	389	366	344	326	312	301	294
施設入所率	81.7%	82.7%	81.8%	80.3%	77.9%	74.6%	70.1%	66.0%	62.7%	60.1%	58.1%	56.8%
3歳未満	20	-	20	17	15	13	11	9	7	7	7	7
3歳以上～就学前	39	-	38	36	35	34	31	29	27	25	23	22
学童期以降	370	-	368	366	357	342	324	306	291	280	271	265

2018年度の里親・ファミリーホーム委託数および施設入所数は、初日在籍の年度内最大値
端数処理の関係で割合が実際値と一致しない場合がある

指標	2018年度	2024年度	2029年度		
里親・ファミリーホーム委託子ども数	96人	156人	223人		
里親・ファミリーホーム委託率	18.3%	29.9%	43.2%		
里親委託	子ども数	67人	110人	156人	
	委託率	12.7%	21.0%	30.1%	
	3歳未満委託率	9人 30.7%	18人 61.8%	22人 75.0%	
	3歳以上就学前委託率	4人 9.0%	9人 19.2%	15人 33.9%	
	学童期以降委託率	54人 12.0%	83人 18.5%	119人 26.8%	
	ファミリーホーム委託	子ども数	29人	46人	67人
		委託率	5.5%	8.8%	12.9%
		3歳未満委託率	0人 0%	0人 0%	0人 0%
3歳以上就学前委託率		2人 4.5%	4人 9.6%	7人 17.0%	
学童期以降委託率	27人 6.0%	42人 9.3%	60人 13.4%		
委託里親数	51世帯	84世帯 ₁	119世帯		
里親登録数	140世帯	210世帯 ₂	298世帯		
ファミリーホーム数	6世帯	9世帯 ₃	13世帯		
委託ファミリーホーム数	5世帯	9世帯	13世帯		

- 1 委託里親世帯数(2018年4月1日時点)51世帯、委託児童数67人
うち2人以上同じ里親に委託されている子ども数67人-51人=16人(23.8%)
2024年度に2人以上同じ里親に委託される子ども数(推計)110人(2024年度)×
23.8%=26人。必要な里親数 110人-26人=84世帯(2029年度も同様に算出)
- 2 本県は2018年4月1日時点で、登録里親数140世帯、委託里親数51世帯(36.4%)
登録里親数の4割に委託することを目標として推計。
(参考)全国(2018年3月末時点):登録里親数11,730世帯のうち委託里親数は4,245
世帯(36.2%)。
- 3 ファミリーホームの現員を5人とすると、ファミリーホーム委託子ども数46人(2024
年度)の場合、 $46 \div 5 = 9$ か所必要(2029年度も同様に算出)

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

将来像

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合、家庭養育優先原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えることが必要です。

そのため、養子縁組が適当と考えられる児童について、十分なアセスメントとマッチングを行い、積極的に特別養子縁組を推進するための体制を構築します。

課題

ア．養子縁組の積極的な検討

- ・子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどについては、特別養子縁組の検討対象となります。
- ・施設入所措置とした場合、家庭復帰が困難で施設入所が長期化する事例があるため、計画的な家庭復帰支援及び家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援への移行が必要です。
- ・長崎県内の2018年度における児童相談所が関与した特別養子縁組成立数は6件であり、過去5年平均は4人となっています。

イ．特別養子縁組等に関する支援体制の整備

- ・特別養子縁組における法的な知識や手続き、縁組成立前後の支援について児童相談所職員に対し研修を実施し、児童相談所において特別養子縁組の検討対象となるか判断していくことや、関係機関が連携して縁組成立前後の支援を充実させることが必要です。
- ・子育ての悩みや困りごとに加え、真実告知等の養親家庭特有の悩みがあることから、養親家庭への相談支援体制が必要です。

ウ．民間あっせん機関との連携など

- ・現在、長崎県内において活動している民間あっせん機関はないが、他県の民間あっせん機関から本県登録の里親等に子どもがあっせんされる場合に、他県の民間あっせん機関との連携や、あっせんされた子どもや家庭への支援が必要です。

エ．産科医との連携

- ・産科医において、望まない妊娠等により、養育の意思が見受けられない実親を把握した場合には、児童相談所へ情報提供する仕組みを構築する必要があります。

取組と指標

ア．養子縁組の積極的な検討

- ・児童相談所において、保護者行方不明、面会等が長期間途絶えているケースについて、養子縁組を積極的に検討していきます。また児童のパーマネンシー保障の観点から特別養子縁組を有力・有効な選択肢として活用していきます。
- ・特に民法改正による年齢制限の引上げ等の趣旨を理解し、幅広く特別養子縁組を検討します。

イ．特別養子縁組等に関する支援体制の整備

- ・児童相談所職員に対して、弁護士等による、特別養子縁組における法的な知識や手続き、縁組成立前後の支援（市町の子育て支援への移行、真実告知等）に関する研修を実施します。
- ・里親担当児童福祉司等の外部研修受講により、スキルアップを図ります。
- ・児童相談所において、養子縁組成立前後の支援を行うとともに、市町、里親会、里親支援機関等と連携し、必要な支援を実施します。

ウ．民間あっせん機関との連携など

- ・今後、民間あっせん機関として申請等があった場合には、適切な支援と連携を行います。
- ・他県の民間あっせん機関が、県内の里親等に養子縁組のあっせんをする場合には、必要な情報を共有すること等により連携を図りながら、本県にあっせんされた子どもや受入れ家庭に対して、必要な支援を実施します。

エ．産科医との連携

- ・産科医に対して、養子縁組制度等の周知及び情報提供の依頼を行い、適切な連携を図ります。
- ・情報提供を受けた児童相談所においては、速やかに養子縁組に向けたソーシャルワークを開始します。

指標	2018 年度	2024 年度	備考
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	6 件	10 件	「都道府県社会的養育推進計 画策定要領」においては概ね 5年以内に全国で年間 1,000人以上の縁組成立を 目指すとされている。
特別養子縁組に関する 研修を受講した児童相 談所職員数	0 人	10 人	里親担当児童福祉司外部研修 受講者数
民間あっせん機関に対 する支援、連携状況	-	-	今後、民間あっせん機関とし ての申請等があった場合には 適切に連携していく。

7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

「4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、
「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」で算出した里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを減じた施設で養育が必要な子ども数を算出すると下表のとおりとなります。

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
代替養育必要児童総数	525	526	521	522	522	522	522	521	520	519	518	517
3歳未満	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
3歳以上～就学前	45	45	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
学童期以降	451	452	448	449	449	449	449	448	447	446	445	444
里親・ファミリーホーム委託数	96	91	95	103	115	133	156	177	194	207	217	223
里親・ファミリーホーム委託率	18.3%	17.3%	18.2%	19.7%	22.1%	25.4%	29.9%	34.0%	37.3%	39.9%	41.9%	43.2%
3歳未満	9	—	9	12	14	16	18	20	22	22	22	22
里親・ファミリーホーム委託率	30.7%		30.9%	41.2%	48.0%	54.9%	61.8%	68.8%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
3歳以上～就学前	6	—	6	8	9	10	13	15	17	19	21	22
里親・ファミリーホーム委託率	13.5%		13.6%	18.8%	19.6%	23.1%	28.8%	33.7%	37.4%	43.3%	48.0%	50.9%
学童期以降	81	—	80	83	92	107	125	142	156	166	174	179
里親・ファミリーホーム委託率	18.0%		17.9%	18.4%	20.6%	23.8%	27.9%	31.7%	34.9%	37.3%	39.1%	40.3%
施設入所数	429	435	426	419	407	389	366	344	326	312	301	294
施設入所率	81.7%	82.7%	81.8%	80.3%	77.9%	74.6%	70.1%	66.0%	62.7%	60.1%	58.1%	56.8%
3歳未満	20	—	20	17	15	13	11	9	7	7	7	7
3歳以上～就学前	39	—	38	36	35	34	31	29	27	25	23	22
学童期以降	370	—	368	366	357	342	324	306	291	280	271	265

2018年度の里親・ファミリーホーム委託数および施設入所数は、初日在籍の年度内最大値
端数処理の関係で割合が実際値と一致しない場合がある

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

将来像

- ・施設においては、これまで施設で養われた豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもの情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へつなげていくことが必要です。また、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、全ての施設は原則として、概ね10年以内を目途に、小規模化(生活単位は最大6人)かつ地域分散化し、常時2人以上の職員配置を実現するとともに、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は4人の小規模で4ユニットまでの集合で行うことが必要です。
- ・子どもの養育の専門性を基に、小規模化かつ地域分散化された施設において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うことが必要です。
- ・社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の多機能化・機能転換を図ることが必要です。

課題

ア．小規模かつ地域分散化

- ・施設が、小規模化かつ地域分散化し、夜間も含めて常時2名の職員配置を実現するためには、職員の採用及び育成が必要ですが、特に離島地域においては職員の確保が難しく、また経験の浅い職員同士がペアを組むことがあるため、OJTによる人材育成が困難となります。

イ．高機能化

- ・施設に入所する子どもたちの多くは、家庭生活において虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験してきたり、主たる養育者との分離や喪失を体験しています。こうした養育体験等に起因するトラウマやアタッチメントに関する理解とそれに基づく生活支援、日常生活において表現される子どもの問題行動への対応技術、家族の抱える問題(家族病理)に対する理解とそれに基づく子ども・家族への個別的な支援など、これまで以上に高度な専門性を持った人材の育成が必要です。

ウ．多機能化・機能転換

- ・現在の施設は、入所児童を中心に養育する支援が主ですが、地域社会の中で、在宅支援から代替養育まで継続的に支援する子どもの養育の専門機関とし

での機能が十分活用されていない状況です。

- ・施設において、一時保護を行う場合は、長期入所児童と一時保護児童が混在するため、双方への影響が大きい状況です。また一時保護児童を受け入れる際、必要最小限の期間で、できる限り良好な家庭的環境が原則となっていることから、行動診断のみならず心理診断や医学診断なども含めた総合的なアセスメントが必要です。

取組と指標

ア．小規模かつ地域分散化

- ・保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士(定年退職や育児・介護等で退職した有資格)の活用、社会的養護の理解促進につなげるための学生と施設の交流の場を教育機関と連携して設置するなど、今後の人材確保対策を支援します。
- ・施設における働き方改革を進め、結婚・出産しても継続して働ける態勢作りについて、助言等行います。
- ・各施設における支援手順のマニュアル作成を支援します。

イ．高機能化

- ・各施設で研修体制を充実させるとともに、ユニット化された環境下で、職員を孤立させないために、ケースカンファレンスやスーパーバイザーが日々の記録の確認をしたり、直接ユニットを訪問したりする等、施設内でのスーパービジョン体制を充実させる取組を行います。また、親子関係再構築に向けた保護者等への支援体制を充実させる取組を行います。具体的には、県児童養護施設協議会と連携し、基幹的職員研修(スーパーバイザーを養成するための研修)やリーダー研修会の充実強化を図ります。

ウ．多機能化・機能転換

- ・地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所、在宅支援(例：一時保護や子育て短期支援事業利用後のアフターフォローやペアレントトレーニング等、保護者支援プログラムの実施)等の充実を図るため、市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議等への参画を促進します。
- ・一時保護専用の施設あるいは居室を準備する等の環境整備や、総合的なアセスメントを実施するための専門職(心理職、看護師等)の配置等、アセスメントを適切に行うことのできる体制を整えるために活用可能な国の財政支援策について各施設に助言します。
- ・多機能化を計画的に推進するため、各種子育て支援施策を実施する市町と施設が情報共有する場を設定します。
- ・多機能化・機能転換を担う職員の人材育成についても、県児童養護施設協議

会と連携し、基幹的職員研修やリーダー研修会等を活用し支援します。

- ・児童心理治療施設においても、通所機能の活用による在宅支援や、児童養護施設入所および里親委託となった子どもの心理治療的な観点からの支援などについて、さらなる活用を図るため、市町や他施設と情報共有する場を設定します。

指標	2018年度	2020年度	2029年度
児童家庭支援センター設置数	1か所	3か所	4か所

児童家庭支援センターについては、各地域の在宅支援の強化を図るため設置を促進します。詳細は「3.市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組」に記載しています。

8. 一時保護改革に向けた取組

(1) 将来像

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

このように子どもを一時的にその養育環境から分離する一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護を図り、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供します。

(2) 課題

一時保護日数について

- ・ 2018年度の児童相談所（閉鎖的な環境）における一時保護の一人平均保護日数は17.3日という状況です。
- ・ 虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等に行う緊急保護については、閉鎖的な環境で行う保護の期間は必要最小限とし、開放的環境への移行について定期的（2週間以内など）に検討する必要があります。

一時保護に関わる職員の育成について

- ・ 一時保護所では、短期間で子どもへの理解を深め、支援方針を決定する必要があります。特に、虐待など不適切な養育を受けた子どもは、トラウマやアタッチメント関連の障害として、日常生活において自傷他害などの問題行動を表出する場合があります。一時保護職員は、そのような子どものケアと、ケアを通じて子どもの課題と強みを総合的にアセスメントする能力が必要であり、同職員を対象とした体系的な研修の検討・実施が必要です。

一時保護の環境及び体制整備について

- ・ 一時保護児童は、2014年度の196人から、2018年度399人と約2倍となっています。また、児童養護施設等への一時保護委託児童は、2014年度149人（委託先の内訳は、児童養護施設96人、乳児院19人、里親・ファミリーホーム34人、その他の児童自立支援施設等は除く。）から、2018年度は272人（委託先の内訳は、児童養護施設191人、乳児院49人、里親・ファミリーホーム32人）と約1.8倍となっています。
- ・ 上記のように、一時保護件数が年々増加しているため、必要な一時保護に対応できるよう受け皿の確保が必要です。また、委託先で措置による

入所と一時保護された子どもが混在する施設環境は双方への影響が大きいため、一時保護専用の受け皿の確保も必要です。

- ・開放的な環境においては、原籍校への登校保障に取り組む必要があります。

権利擁護の取組について

- ・一時保護された子どもの権利擁護の観点から、現在実施している意見箱や児童相談所長面接等による、子どもの意見表明ができる仕組みに加え、第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行う仕組みが必要です。

(3) 取組と指標

一時保護日数について

- ・子どもの安全を確保するための閉鎖的な環境で行う一時保護を行った場合、閉鎖的な環境で保護を行う必要性について定期的（2週間以内、その後2週間ごと）に検討し、可能な限り開放的環境への移行を図ります。

一時保護に関わる職員の育成について

- ・一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護に関わる職員（児童養護施設等の職員を含む）が必要な専門知識を習得できる所内外での研修体制の充実強化を図ります。

一時保護の環境及び体制整備について

- ・施設における一時保護専用施設の確保に向けて、賃貸物件による一時保護専用施設改修費等、活用可能な国の財政支援策の情報提供など各施設に対する支援を行います。
- ・一時保護委託可能な未委託里親を確保するため、短期間の受入れや様々な年齢の子どもの受入れについて理解を促し、子どもの状況に応じた適切な支援が可能となるよう里親研修等の充実を図ります。
- ・児童相談所は、学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するため、児童の意向に沿って、施設等の委託先とともに、原籍校への登校保障に努めます。

権利擁護の取組について

- ・一時保護所において、子どもの立場に立った、保護・支援の質の確保・向上を図るため、2020年度から始まる3か年度毎に1回第三者評価を受審し、その結果の公表をします。また、毎年度、職員による自己評価を行います。

指標	2019年度	2020年度	2022年度
県内の一時保護専用施設設置数	1 か所 (1)	2 か所	4 か所

1 乳児については、既に乳児院に1 か所一時保護専用施設を設置済み。

- ・乳児以外について、児童相談所（閉鎖的な環境）における一時保護延べ日数のうち14 日を越える部分（2018年度実績3,115日）について一時保護専用施設（開放的環境）に移行すると見込む。
- ・一時保護専用施設で保護する児童を平均4名と見込むと、 $3,115日 \div 365日 \div 4名 = 2.1$ 施設が必要。
- ・児童相談所における一時保護は2018年度実績で、98%が3歳以上であること及び地域別の保護児童数から、2022年度までに、児童養護施設の一時的保護専用施設を、長崎市内、佐世保市内、大村市内に各1 か所新たに設置することを目標とする。

9 . 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 将来像

代替養育や在宅指導などを経験した子どもについては、家族の支援機能が脆弱であること等から、児童福祉法の対象年齢である18歳到達以降も自立に向け個々の状況に応じて支援を継続することが必要です。

こうした状況を踏まえ、代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援のため、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施や自立援助ホームの確保など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化を図ります。

(2) 課題

- ・措置解除後に、日常的な困りごとや対人関係、就労や住居、経済的な問題など、相談先や支援者が乏しいという状況で生活する子どもがいます。
- ・自立援助ホームについて、2019年7月時点で、長崎市内に男子専用ホームが2施設、佐世保市内に男子専用ホームが1施設と女子専用が1施設あります。長崎の児童相談所管内に女子専用施設が不足している状況です。

(3) 取組と指標

- ・引き続き自立のための支援を必要とする子どもの把握を行い、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施強化を図ります。
- ・引き続き、施設が行うフォローアップ事業と児童相談所が連携し、自立援助ホーム利用等、適切な支援につなげます。
- ・長崎の児童相談所管内に、女子専用の自立援助ホーム設置（1施設）に向けて周知や申請予定者への助言を行います。

指標		2019年度	2024年度	2029年度	備考
自立援助ホーム	実施か所数 ()内は女子専用施設	4か所 (1)	5か所 (2)	5か所 (2)	
	定員	23人	29人	29人	2024年度までに女性専用施設(定員6)を設置。

10．児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、2016年改正児童福祉法及び2018年12月に国が示した「児童虐待防止対策総合強化プラン」（新プラン）に沿って、中核市の児童相談所設置を含め児童相談所の体制を強化することが必要です。

（1）中核市の児童相談所設置に向けた取組

課題

- ・中核市の児童相談所の設置に向けて、専門的人材の育成・確保や建物の確保設置に係る財源措置等が課題です。

取組と指標

- ・県と中核市との間で、児童相談所設置に向けた意向や問題点を共有し、必要とする措置等を定期的に協議する連絡会議を設け、中核市の意向を尊重しながら検討を行います。
- ・県の児童相談所と中核市との間で積極的に人事交流を行い、専門的人材の育成を図ることができるよう検討を行います。
- ・2015年度から実施している市町職員と児童相談所職員の合同研修を継続し市職員の専門性の向上を図ります。

（2）都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

課題

- ・児童虐待相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に適切に対応するため専門的人材の確保及び育成が急務です。
- ・スーパーバイザーの要件（児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者）を満たす職員の計画的な人材育成が必要です。
- ・相談の多様化・複雑化に伴い、法的判断を要する事案が増加しており、児童相談所と弁護士事務所との間で契約を締結し、定期的な児童相談所への弁護士派遣、法律相談や定例会議における助言等の支援を受けておりますが、現在弁護士は週1、2回の派遣のため、常時弁護士による指導又は助言を十分受けられるような体制となっていません。
- ・非常勤の精神科医及び小児科医を配置していますが、児童思春期の問題や発達障害等に精通した医師が限られており、医師の継続した確保が課題です。

- ・保健師は身体障害者更生相談所の業務と兼務しており、児童相談所業務への関わりは限定的かつ補助的です。

取組と指標

- ・国の配置基準に基づき、児童福祉司（管轄人口3万人に1人）及び児童心理司（児童福祉司2人につき1人）を適正に配置するため、児童相談所のOBの活用や民間経験者の採用を行うなど、人材の確保に努めます。
- ・児童虐待等、複雑困難な事案に対応できる児童福祉司やスーパーバイザーを育成するため、人材育成方針に沿って人事ローテーションを行い、計画的に専門性を有する職員の育成を図ります。
- ・2015年度から実施している児童相談所職員の専門性向上のための研修を引き続き実施し、国や関係団体等が主催する研修会へ積極的に参加させるなど研修体制の充実、強化を図ります。
- ・常時弁護士による助言又は指導を受けられる体制を確保するため、現在の弁護士の派遣頻度を増やす等、県弁護士会等と協議するなど検討を行います。
- ・引き続き専門性を有する医師の継続的な確保に向けて、関係団体と協議します。
- ・専任保健師の配置に向けて検討を行います。

指標	2019年度	2022年度	2024年度
児童福祉司（スーパーバイザーを含む）数	35人	50人	50人
児童心理司数	13人	18人	24人
医師数	4人	4人	4人
保健師数（専任）	0人	2人	2人

児童福祉司数の基準となる人口は、2015年度の国勢調査によるものであるため、2020年度に実施される国勢調査の結果次第で児童福祉司数と児童心理司数が変動する可能性があります。

医師数については、長崎・佐世保ともに精神科医及び小児科医各1名

保健師数については、長崎・佐世保に各1名

參考資料

措置された児童や一時保護された児童等へのアンケート調査

1. 調査目的

都道府県社会的養育推進計画の策定要領には、「社会的養護に関する施策を検討する際、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取り組みを行うこと」とされています。

上記を踏まえて、入所措置（委託措置）中の児童と一時保護（委託含む）児童および社会的養護経験者へのアンケート調査実施により、当事者である子どもの意見を聴取しました。

2. 調査方法

無記名アンケート方式

3. 調査対象、アンケート実施期間

対象者	実施期間	対象数	回答数	回答率
令和元年7月5日時点で養育および専門里親・ファミリーホーム・児童養護施設に委託または入所措置中の小学4年生以上の児童	令和元年7月5日 ～同年7月31日	336	316	94.0%
令和元年7月5日から7月11日までに一時保護または児童養護施設に一時保護委託された小学4年生以上の児童	令和元年7月5日 ～同年7月31日	36	27	75.0%
里親・ファミリーホーム・児童養護施設に委託または入所経験がある方	令和元年7月31日 ～同年8月21日	58	35	60.3%

< 性別・年齢等 >

問1

	合計	【1】性別				
		男	女	その他	答えたくない	無回答
全体	351 100.0%	178 50.7%	161 45.9%	1 0.3%	7 2.0%	4 1.1%
児童養護施設	281 100.0%	140 49.8%	130 46.3%	1 0.4%	6 2.1%	4 1.4%
ファミリーホーム	18 100.0%	10 55.6%	7 38.9%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%
里親	17 100.0%	9 52.9%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	19 54.3%	16 45.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	合計	【2】年齢				
		9～12歳 (小学生)	12～15歳	16～18歳	19歳	無回答
全体	316 100.0%	81 25.6%	123 38.9%	100 31.6%	5 1.6%	7 2.2%
児童養護施設	281 100.0%	73 26.0%	108 38.4%	90 32.0%	3 1.1%	7 2.5%
ファミリーホーム	18 100.0%	2 11.1%	9 50.0%	6 33.3%	1 5.6%	0 0.0%
里親	17 100.0%	6 35.3%	6 35.3%	4 23.5%	1 5.9%	0 0.0%

	合計	【2】年齢			
		10代	20代	30代	40代
社会的養護経験者	35 100.0%	3 8.6%	24 68.6%	3 8.6%	5 14.3%

	合計	【3】施設、里親、ファミリーホームで生活を始めた年齢						
		3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	1～3歳	無回答
全体	316 100.0%	30 9.5%	72 22.8%	104 32.9%	83 26.3%	16 5.1%	2 0.6%	9 2.8%
児童養護施設	281 100.0%	26 9.3%	62 22.1%	91 32.4%	78 27.8%	13 4.6%	2 0.7%	9 3.2%
ファミリーホーム	18 100.0%	1 5.6%	4 22.2%	9 50.0%	3 16.7%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%
里親	17 100.0%	3 17.6%	6 35.3%	4 23.5%	2 11.8%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%

社会的養護経験者 問2

	合計	【1】施設・里親・ファミリーホームで生活した年数								
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6～10年	10年以上	無回答
社会的養護経験者	35	1	3	1	4	3	3	9	14	3
重複回答あり	117.3%	2.9%	8.6%	2.9%	11.4%	8.6%	8.6%	25.7%	40.0%	8.6%
うち施設経験者	35			1	4	2	3	9	14	2
	100.0%	0.0%	0.0%	2.9%	11.4%	5.7%	8.6%	25.7%	40.0%	5.7%
うちファミリーホーム経験者	3		2			1				
	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
うち里親経験者	3	1	1							1
	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

<施設または里親・ファミリーホームでの生活について>

問2

	合計	【1】 一緒のホームまたは里親・ファミリーホームで生活している子どもの人数 (回答した本人を含まない)							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
	357	10	5	7	12	51	60	202	10
	100.0%	2.8%	1.4%	2.0%	3.4%	14.3%	16.8%	56.6%	2.8%
児童養護施設	316	0	0	2	4	43	55	202	10
	100.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.3%	13.6%	17.4%	63.9%	3.2%
ファミリーホーム	21	0	0	0	8	8	5	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.1%	38.1%	23.8%	0.0%	0.0%
里親	20	10	5	5	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

社会的養護経験者(児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名)を含む。

一緒のホームまたは里親・ファミリーホームで生活する子どもの人数(回答した本人を含まない)は、児童養護施設は「6人以上」の割合が最多、ファミリーホームは「3人」と「4人」の割合が最多、里親は「0人」が最多。

	合計	【2】 希望する、一緒のホームまたは里親・ファミリーホームで生活する子どもの人数 (回答した本人を含まない)						
		0人	1人	2~3人	4~6人	7~8人	9人以上	無回答
一緒のホームまたは里親・ファミリーホームで生活している子どもの人数(回答した本人を含まない)								
全体	357	21	21	80	147	36	40	12
	100.0%	5.9%	5.9%	22.4%	41.2%	10.1%	11.2%	3.4%
児童養護施設	316	14	13	68	135	36	40	10
	100.0%	4.4%	4.1%	21.5%	42.7%	11.4%	12.7%	3.2%
ファミリーホーム	21	1	1	6	12	0	0	1
	100.0%	4.8%	4.8%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%	4.8%
里親	20	6	7	6	0	0	0	1
	100.0%	30.0%	35.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
0人	10	4	4	1	0	0	0	1
	100.0%	40.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
1人	5	1	2	2	0	0	0	0
	100.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人	7	2	1	3	0	0	1	0
	100.0%	28.6%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
3人	12	1	0	6	5	0	0	0
	100.0%	8.3%	0.0%	50.0%	41.7%	0.0%	0.0%	0.0%
4人	51	0	3	19	22	5	1	1
	100.0%	0.0%	5.9%	37.3%	43.1%	9.8%	2.0%	2.0%
5人	60	2	3	14	35	1	5	0
	100.0%	3.3%	5.0%	23.3%	58.3%	1.7%	8.3%	0.0%
6人以上	202	9	8	35	84	30	32	4
	100.0%	4.5%	4.0%	17.3%	41.6%	14.9%	15.8%	2.0%
無回答	10	2	0	0	1	0	1	6
	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	60.0%

社会的養護経験者(児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名)を含む。

希望する、一緒に生活する子どもの人数(回答した本人を含まない)は、児童養護施設とファミリーホームは「4~6人」の割合が最多、里親は「1人」の割合が最多。
実際に一緒のホームまたは里親・ファミリーホームで生活している子どもの数と希望する子どもの数は、ほぼ一致している。

希望する、一緒に生活する子どもの人数 (回答した本人を含まない)	合計	【2】その人数を希望する理由				
		プライバシーが守られるから	静かに生活できるから	楽しい	その他	無回答
全体	357	18	100	175	46	18
	100.0%	5.0%	28.0%	49.0%	12.9%	5.0%
0人	21	7	7	1	6	0
	100.0%	33.3%	33.3%	4.8%	28.6%	0.0%
1人	21	2	7	10	1	1
	100.0%	9.5%	33.3%	47.6%	4.8%	4.8%
2～3人	80	3	47	17	12	1
	100.0%	3.8%	58.8%	21.3%	15.0%	1.3%
4～6人	147	5	38	85	17	2
	100.0%	3.4%	25.9%	57.8%	11.6%	1.4%
7～8人	36	0	1	30	4	1
	100.0%	0.0%	2.8%	83.3%	11.1%	2.8%
9人以上	40	1	0	32	5	2
	100.0%	2.5%	0.0%	80.0%	12.5%	5.0%
無回答	12	0	0	0	1	11
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%

一緒に生活する子どもの人数(回答した本人を含まない)で、0人を希望した理由は、「プライバシーが守られる」、「静かに生活できる」の割合が高い。

	合計	【3】一緒に生活している子どもの人数(回答した本人を含まない)							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答/覚えていない
全体	357	162	111	31	17	6	3	18	9
	100.0%	45.4%	31.1%	8.7%	4.8%	1.7%	0.8%	5.0%	2.5%
児童養護施設	316	136	97	31	17	6	2	18	9
	100.0%	43.0%	30.7%	9.8%	5.4%	1.9%	0.6%	5.7%	2.8%
ファミリーホーム	21	11	9	0	0	0	1	0	0
	100.0%	52.4%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
里親	20	15	5	0	0	0	0	0	0
	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

社会的養護経験者(児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名)を含む。

一緒に生活している子どもの人数(回答した本人を含まない)は、「0人」の割合が最多。

一緒に生活している子どもの人数(回答した本人を含まない)	合計	【4】希望する、一緒に生活する子どもの人数(回答した本人を含まない)							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
全体	357	185	71	55	17	7	1	12	9
	100.0%	51.8%	19.9%	15.4%	4.8%	2.0%	0.3%	3.4%	2.5%
児童養護施設	316	158	62	51	17	7	0	12	9
	100.0%	50.0%	19.6%	16.1%	5.4%	2.2%	0.0%	3.8%	2.8%
ファミリーホーム	21	13	5	2	0	0	1	0	0
	100.0%	61.9%	23.8%	9.5%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
里親	20	14	4	2	0	0	0	0	0
	100.0%	70.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0人	162	132	13	15	1	0	0	0	1
	100.0%	81.5%	8.0%	9.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
1人	111	42	43	14	5	3	0	3	1
	100.0%	37.8%	38.7%	12.6%	4.5%	2.7%	0.0%	2.7%	0.9%
2人	31	6	6	12	3	1	0	2	1
	100.0%	19.4%	19.4%	38.7%	9.7%	3.2%	0.0%	6.5%	3.2%
3人	17	3	3	5	4	1	0	1	0
	100.0%	17.6%	17.6%	29.4%	23.5%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%
4人	6	0	3	3	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5人	3	0	0	0	1	1	1	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
6人以上	18	1	3	5	2	1	0	6	0
	100.0%	5.6%	16.7%	27.8%	11.1%	5.6%	0.0%	33.3%	0.0%
無回答	9	1	0	1	1	0	0	0	6
	100.0%	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%

社会的養護経験者(児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名)を含む。

希望する、一緒に生活する子どもの人数(回答した本人を含まない)は、「0人」の割合が最多。実際に一緒に生活している子どもの数と希望する子どもの数は、ほぼ一致している。

希望する、一緒に生活する子どもの人数（回答した本人を含まない）	合計	【4】その人数を希望する理由				
		プライバシーが守られるから	静かに生活できるから	楽しい	その他	無回答
全体	357	68	154	80	37	18
	100.0%	19.0%	43.1%	22.4%	10.4%	5.0%
0人	185	56	96	6	21	6
	100.0%	30.3%	51.9%	3.2%	11.4%	3.2%
1人	71	9	32	24	6	0
	100.0%	12.7%	45.1%	33.8%	8.5%	0.0%
2人	55	3	19	24	6	3
	100.0%	5.5%	34.5%	43.6%	10.9%	5.5%
3人	17	0	4	12	1	0
	100.0%	0.0%	23.5%	70.6%	5.9%	0.0%
4人	7	0	2	4	1	0
	100.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%
5人	1	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6人以上	12	0	1	10	1	0
	100.0%	0.0%	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%
無回答	9	0	0	0	0	9
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

一緒に生活する子どもの人数（回答した本人を含まない）で、「0人」と「1人」を希望した理由は、「静かに生活できるから」の割合が最多。

	合計	【5】施設の意見箱を使ったことがありますか			
		ある	ない	意見箱のことを知らない	無回答
児童養護施設	316	77	195	37	7
	100.0%	24.4%	61.7%	11.7%	2.2%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名）を含む。

施設の意見箱を「使ったことがない」児童の割合が最多。

	合計	【6】 困ったことがあったとき、頼れる人または伝える方法があるか		
		ある	ない	無回答
全体	357	268	78	11
	100.0%	75.1%	21.8%	3.1%
児童養護施設	316	233	72	11
	100.0%	73.7%	22.8%	3.5%
ファミリーホーム	21	17	4	0
	100.0%	81.0%	19.0%	0.0%
里親	20	18	2	0
	100.0%	90.0%	10.0%	0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

合計	【6】「ある」の内容（複数回答可）			
	施設職員・里親・ファミリーホーム職員	施設・里親宅・ファミリーホームの子ども	意見箱に入れる	その他
363	205	85	33	40
135.4%	76.5%	31.7%	12.3%	14.9%
322	181	81	33	27
138.2%	77.7%	34.8%	14.2%	11.6%
18	11	2	0	5
105.9%	64.7%	11.8%	0.0%	29.4%
23	13	2	0	8
127.8%	72.2%	11.1%	0.0%	44.4%

困ったことがあったとき、頼れる人または伝える方法が「ある」の割合が最多。頼れる人・伝える先としては、施設職員・里親・ファミリーホーム職員の割合が最多、次いで、児童養護施設は「施設の子どもの割合が高く、里親・ファミリーホームは「その他」の割合が高い。

	合計	【7】 してもらいたいことがあったとき、頼れる人または伝える方法があるか		
		ある	ない	無回答
全体	357 100.0%	252 70.6%	100 28.0%	5 1.4%
児童養護施設	316 100.0%	218 69.0%	93 29.4%	5 1.6%
ファミリーホーム	21 100.0%	16 76.2%	5 23.8%	0 0.0%
里親	20 100.0%	18 90.0%	2 10.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

合計	【7】「ある」の内容（複数回答可）			
	施設職員・里親・ファミリーホーム職員	施設・里親宅・ファミリーホームの子ども	意見箱に入れる	その他
311 123.4%	224 88.9%	51 20.2%	24 9.5%	12 4.8%
274 125.7%	192 88.1%	49 22.5%	24 11.0%	9 4.1%
17 106.3%	16 100.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
20 111.1%	16 88.9%	1 5.6%	0 0.0%	3 16.7%

してもらいたいことがあったとき、頼れる人または伝える方法が「ある」の割合が最多。頼れる人・伝える先としては、施設職員・里親・ファミリーホーム職員の割合が最多、次いで、児童養護施設は「施設の子ども」の割合が高く、里親は「その他」の割合が高い。

	合計	【8】権利ノートを持っていますか				
		持っている	失くした	もらっていない	知らない	無回答
児童養護施設	316 100.0%	87 27.5%	73 23.1%	145 45.9%	3 0.9%	8 2.5%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名）を含む。

権利ノートを「もらっていない」の割合が最多。

	合計	【9】権利ノートを持っていて役に立ったことがありますか			
		ある	ない	わからない	無回答
児童養護施設	316 100.0%	21 6.6%	70 22.2%	199 63.0%	26 8.2%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名）を含む。

権利ノートを持っていて役に立ったことがあるか「わからない」の割合が最多。

	合計	【10】権利ノートを見て、変えた方がいいところがありますか			
		ある	ない	わからない	無回答
児童養護施設	316 100.0%	5 1.6%	82 25.9%	200 63.3%	29 9.2%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名）を含む。

権利ノートを見て、変えた方がいいところがあるか「わからない」の割合が最多。

	合計	【11】自分の意見を伝えようとした場合、どのような方法があればいいと思いますか。			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	357 100.0%	30 8.4%	98 27.5%	215 60.2%	14 3.9%
児童養護施設	316 100.0%	23 7.3%	86 27.2%	196 62.0%	11 3.5%
ファミリーホーム	21 100.0%	2 9.5%	8 38.1%	8 38.1%	3 14.3%
里親	20 100.0%	5 25.0%	4 20.0%	11 55.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

自分の意見を伝えようとした場合、今ある方法以外にどのような方法があればいいかとの問いに、「わからない」の割合が高い。

	合計	【12】施設・里親・ファミリーホームに来るとき、あなたがなぜそこで生活するのかの説明を受けましたか				
		受けた	受けてない	覚えていない	受けたが、よくわからなかった	無回答
全体	357 100.0%	167 46.8%	37 10.4%	130 36.4%	17 4.8%	6 1.7%
児童養護施設	316 100.0%	148 46.8%	33 10.4%	112 35.4%	17 5.4%	6 1.9%
ファミリーホーム	21 100.0%	11 52.4%	2 9.5%	8 38.1%	0 0.0%	0 0.0%
里親	20 100.0%	8 40.0%	2 10.0%	10 50.0%	0 0.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

施設または里親・ファミリーホームで生活する理由について説明を受けたかについては、児童養護施設とファミリーホームは「受けた」の割合が高く、里親は「覚えていない」の割合が高い。

	合計	【13】施設・里親・ファミリーホームで生活することについて、納得していますか			
		納得している	納得していない	わからない/その他	無回答
全体	357 100.0%	215 60.2%	53 14.8%	82 23.0%	7 2.0%
児童養護施設	316 100.0%	184 58.2%	50 15.8%	76 24.1%	6 1.9%
ファミリーホーム	21 100.0%	15 71.4%	3 14.3%	3 14.3%	0 0.0%
里親	20 100.0%	16 80.0%	0 0.0%	3 15.0%	1 5.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

施設または里親・ファミリーホームで生活することについて、「納得している」の割合が最多であるが、「納得していない」と「わからない」の割合も約4割ある。

	合計	【14】今の生活で楽しいことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	316 100.0%	210 66.5%	98 31.0%	8 2.5%
児童養護施設	281 100.0%	183 65.1%	91 32.4%	7 2.5%
ファミリーホーム	18 100.0%	11 61.1%	6 33.3%	1 5.6%
里親	17 100.0%	16 94.1%	1 5.9%	0 0.0%

今の生活で楽しいことが「ある」の割合が最多であるが、「ない」の割合も約3割ある。

	合計	【15】今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	316 100.0%	122 38.6%	186 58.9%	8 2.5%
児童養護施設	281 100.0%	113 40.2%	160 56.9%	8 2.8%
ファミリーホーム	18 100.0%	3 16.7%	15 83.3%	0 0.0%
里親	17 100.0%	6 35.3%	11 64.7%	0 0.0%

今の生活でつらいこと、困ったことが「ない」の割合が最多であるが、「ある」の割合も約4割ある。

	合計	【16】施設・里親・ファミリーホームに来てよかったことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	357 100.0%	218 61.1%	131 36.7%	8 2.2%
児童養護施設	316 100.0%	187 59.2%	121 38.3%	8 2.5%
ファミリーホーム	21 100.0%	12 57.1%	9 42.9%	0 0.0%
里親	20 100.0%	19 95.0%	1 5.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

施設または里親・ファミリーホームに来てよかったことが「ある」の割合が最多であるが、「ない」の割合も約4割ある。

	合計	【17】施設・里親・ファミリーホームに来て嫌なこと、つらいこと、困ったことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	357 100.0%	145 40.6%	202 56.6%	10 2.8%
児童養護施設	316 100.0%	131 41.5%	175 55.4%	10 3.2%
ファミリーホーム	21 100.0%	6 28.6%	15 71.4%	0 0.0%
里親	20 100.0%	8 40.0%	12 60.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

施設または里親・ファミリーホームに来て嫌なこと、つらいこと、困ったことが「ない」の割合が最多であるが、「ある」の割合も約4割ある。

	合計	【18】施設・里親・ファミリーホームでの生活をよくするために、して欲しいと思うことはありますか		
		ある	ない	無回答
全体	357 100.0%	105 29.4%	239 66.9%	13 3.6%
児童養護施設	316 100.0%	93 29.4%	210 66.5%	13 4.1%
ファミリーホーム	21 100.0%	3 14.3%	18 85.7%	0 0.0%
里親	20 100.0%	9 45.0%	11 55.0%	0 0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

施設または里親・ファミリーホームでの生活をよくするために、して欲しいと思うことが「ない」の割合が最多であるが、「ある」の割合も約3割ある。

	合計	【19】施設・里親・ファミリーホームでの生活をよくするために、あなたが心がけていることはありますか			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	357	82	105	159	11
	100.0%	23.0%	29.4%	44.5%	3.1%
児童養護施設	316	72	90	144	10
	100.0%	22.8%	28.5%	45.6%	3.2%
ファミリーホーム	21	2	9	9	1
	100.0%	9.5%	42.9%	42.9%	4.8%
里親	20	8	6	6	0
	100.0%	40.0%	30.0%	30.0%	0.0%

社会的養護経験者（児童養護施設経験者35名、ファミリーホーム経験者3名、里親経験者3名）を含む。

生活をよくするために心がけていることあるかについて、児童養護施設は「わからない」、ファミリーホームは「ない」と「わからない」、里親は「ある」の割合が高い。

<一時保護について>

問3

	合計	【1】一時保護所で生活したことがありますか			
		ある	ない	覚えていない	無回答
全体	351	212	86	45	8
	100.0%	60.4%	24.5%	12.8%	2.3%
児童養護施設	281	172	65	36	8
	100.0%	61.2%	23.1%	12.8%	2.8%
ファミリーホーム	18	11	5	2	0
	100.0%	61.1%	27.8%	11.1%	0.0%
里親	17	10	7	0	0
	100.0%	58.8%	41.2%	0.0%	0.0%
社会的養護経験者	35	19	9	7	0
	100.0%	54.3%	25.7%	20.0%	0.0%

一時保護所で生活したことが「ある」の割合が最多。

	合計	【2】一緒の部屋で生活していた、または生活している子どもの人数（一番多かった日の人数で、回答した本人を含まない）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	覚えていない
全体	239	17	58	50	27	18	31	38
	100.0%	7.1%	24.3%	20.9%	11.3%	7.5%	13.0%	15.9%
児童養護施設	172	7	44	34	17	13	26	31
	100.0%	4.1%	25.6%	19.8%	9.9%	7.6%	15.1%	18.0%
ファミリーホーム	11	0	4	2	0	1	2	2
	100.0%	0.0%	36.4%	18.2%	0.0%	9.1%	18.2%	18.2%
里親	10	2	2	3	0	0	1	2
	100.0%	20.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%
社会的養護経験者	19	3	2	5	2	2	2	3
	100.0%	15.8%	10.5%	26.3%	10.5%	10.5%	10.5%	15.8%
一時保護中	22	3	4	6	7	2	0	0
	100.0%	13.6%	18.2%	27.3%	31.8%	9.1%	0.0%	0.0%
一時保護委託中	5	2	2	0	1	0	0	0
	100.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%

一緒の部屋で生活していた、または生活している子ども数（一番多かった日の人数で、回答した本人を含まない）は、「1人」の割合が最多。

一緒にの部屋で生活していた、または生活している子どもの人数（一番多かった日の人数で、回答した本人を含まない）		【3】一時保護所で一緒にの部屋で生活する子どもはあなたの他は何人がいいですか（回答した本人を含まない）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
全体	239 100.0%	64 26.8%	57 23.8%	46 19.2%	25 10.5%	19 7.9%	24 10.0%	4 1.7%
児童養護施設	172 100.0%	49 28.5%	41 23.8%	33 19.2%	15 8.7%	14 8.1%	16 9.3%	4 2.3%
ファミリーホーム	11 100.0%	2 18.2%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	5 45.5%	0 0.0%
里親	10 100.0%	4 40.0%	2 20.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%
社会的養護経験者	19 100.0%	6 31.6%	1 5.3%	6 31.6%	3 15.8%	2 10.5%	1 5.3%	0 0.0%
一時保護中	22 100.0%	3 13.6%	10 45.5%	4 18.2%	4 18.2%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
一時保護委託中	5 100.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
0人	17 100.0%	9 52.9%	6 35.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%
1人	58 100.0%	22 37.9%	27 46.6%	5 8.6%	2 3.4%	0 0.0%	2 3.4%	0 0.0%
2人	50 100.0%	13 26.0%	9 18.0%	19 38.0%	4 8.0%	3 6.0%	2 4.0%	0 0.0%
3人	27 100.0%	5 18.5%	3 11.1%	12 44.4%	6 22.2%	1 3.7%	0 0.0%	0 0.0%
4人	18 100.0%	3 16.7%	4 22.2%	2 11.1%	2 11.1%	3 16.7%	4 22.2%	0 0.0%
5人以上	31 100.0%	2 6.5%	3 9.7%	3 9.7%	6 19.4%	8 25.8%	9 29.0%	0 0.0%
覚えていない	38 100.0%	10 26.3%	5 13.2%	5 13.2%	5 13.2%	3 7.9%	7 18.4%	3 7.9%

希望する、一緒にの部屋で生活する子どもの人数（回答した本人を含まない）は、「0人」や「1人」の割合が高い。

希望する、一緒にの部屋で生活する子どもの人数（回答した本人を含まない）	合計	【3】その人数を希望する理由				
		プライバシーが守られるから	静かに生活できるから	楽しい	その他	無回答
全体	239 100.0%	35 14.6%	82 34.3%	86 36.0%	26 10.9%	10 4.2%
0人	64 100.0%	25 39.1%	27 42.2%	1 1.6%	10 15.6%	1 1.6%
1人	57 100.0%	5 8.8%	24 42.1%	19 33.3%	6 10.5%	3 5.3%
2人	46 100.0%	2 4.3%	19 41.3%	22 47.8%	2 4.3%	1 2.2%
3人	25 100.0%	2 8.0%	9 36.0%	10 40.0%	4 16.0%	0 0.0%
4人	19 100.0%	1 5.3%	3 15.8%	13 68.4%	2 10.5%	0 0.0%
5人以上	24 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 87.5%	2 8.3%	1 4.2%
無回答	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%

一緒にの部屋で生活する子どもの人数（回答した本人を含まない）で、「0人」や「1人」を希望した理由は「静かに生活できるから」の割合が高く、「2人」以上を希望する理由は「楽しい」の割合が高い。

	合計	【4】一時保護所から学校に行けないことをどう思いますか（一時保護委託児童は全員登校していると回答）			
		保護所で学習できたからいい	勉強が遅れて困った	その他	無回答
全体	234 100.0%	90 38.5%	83 35.5%	55 23.5%	6 2.6%
児童養護施設	172 100.0%	66 38.4%	65 37.8%	37 21.5%	4 2.3%
ファミリーホーム	11 100.0%	3 27.3%	6 54.5%	2 18.2%	0 0.0%
里親	10 100.0%	5 50.0%	3 30.0%	2 20.0%	0 0.0%
社会的養護経験者	19 100.0%	8 42.1%	4 21.1%	5 26.3%	2 10.5%
一時保護中	22 100.0%	8 36.4%	5 22.7%	9 40.9%	0 0.0%

学校に行けないことについて、「保護所で学習できたからいい」の割合が最多であるが、「勉強が遅れて困った」の割合も約4割ある。

	合計	【5】一時保護所での生活をよくするためにしたほうがいいと思うことはありますか		
		ある	ない	無回答
全体	239 100.0%	44 18.4%	187 78.2%	8 3.3%
児童養護施設	172 100.0%	23 13.4%	142 82.6%	7 4.1%
ファミリーホーム	11 100.0%	2 18.2%	9 81.8%	0 0.0%
里親	10 100.0%	2 20.0%	8 80.0%	0 0.0%
社会的養護経験者	19 100.0%	6 31.6%	12 63.2%	1 5.3%
一時保護中	22 100.0%	10 45.5%	12 54.5%	0 0.0%
一時保護委託中	5 100.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%

一時保護所での生活をよくするためにしたほうがいいと思うことが「ない」の割合が最多であるが、「ある」の割合も約2割ある。

一時保護所 問2【4】 一時保護委託 問2【5】	合計	一時保護所で生活することについて、説明を受けましたか					
		受けた	受けてない	覚えていない	受けたが、よく分からなかった	無回答	
全体	27 100.0%	20 74.1%	0 0.0%	5 18.5%	1 3.7%	1 3.7%	
一時保護中	合計	22 100.0%	18 81.8%	0 0.0%	3 13.6%	0 0.0%	1 4.5%
	小学生	7 100.0%	5 71.4%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%
	中学	15 100.0%	13 86.7%	0 0.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%
一時保護委託中	合計	5 100.0%	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%
	小学生	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%
	中学生以上	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

一時保護所で生活することについて説明を「受けた」の割合が最多であるが、「覚えていない」「受けたが、よく分からなかった」の割合も約2割ある。

一時保護所 問2【5】		合計	一時保護所で生活することについて、納得していますか			
			納得している	納得していない	わからない	無回答
全体		27 100.0%	14 51.9%	1 3.7%	11 40.7%	1 3.7%
一時保護中	合計	22 100.0%	12 54.5%	1 4.5%	8 36.4%	1 4.5%
	小学生	7 100.0%	4 57.1%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%
	中学生以上	15 100.0%	8 53.3%	1 6.7%	6 40.0%	0 0.0%
一時保護委託中	合計	5 100.0%	2 40.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%
	小学生	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
	中学生以上	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%

一時保護に「納得している」の割合が最多であるが、「納得していない」と「わからない」の割合が約4割ある。一時保護委託中の児童については「わからない」の割合が高い。

一時保護所 問2【6】		合計	一時保護所にきてよかったですか	
			ある	ない
全体		27 100.0%	19 70.4%	8 29.6%
一時保護中	合計	22 100.0%	16 72.7%	6 27.3%
	小学生	7 100.0%	5 71.4%	2 28.6%
	中学生以上	15 100.0%	11 73.3%	4 26.7%
一時保護委託中	合計	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%
	小学生	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%
	中学生以上	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%

一時保護所にきてよかったです「ある」の割合が高いが、「ない」の割合も約3割ある。一時保護委託の小学生については「ない」の割合が高い。

一時保護所 問2【7】		合計	一時保護所にきて嫌なこと、つらいこと、困ったことがありますか	
			ある	ない
全体		27 100.0%	16 59.3%	11 40.7%
一時保護中	合計	22 100.0%	13 59.1%	9 40.9%
	小学生	7 100.0%	2 28.6%	5 71.4%
	中学生以上	15 100.0%	11 73.3%	4 26.7%
一時保護委託中	合計	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%
	小学生	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%
	中学生以上	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%

一時保護所にきて嫌だったこと、つらいこと、困ったことが「ある」の割合が高い。小学生については、「ない」の割合が高い。

< 家庭での生活について >

問4（小学生）・問5（中学生以上）

	合計	【1】施設・里親宅・ファミリーホームに来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からして欲しいと思ったことはありませんか			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	378 100.0%	67 17.7%	133 35.2%	165 43.7%	13 3.4%
児童養護施設	281 100.0%	50 17.8%	99 35.2%	120 42.7%	12 4.3%
ファミリーホーム	18 100.0%	0 0.0%	9 50.0%	9 50.0%	0 0.0%
里親	17 100.0%	4 23.5%	2 11.8%	11 64.7%	0 0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	9 25.7%	10 28.6%	15 42.9%	1 2.9%
一時保護中	22 100.0%	3 13.6%	9 40.9%	10 45.5%	0 0.0%
一時保護委託中	5 100.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%

施設または里親・ファミリーホームに来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からして欲しいと思ったことが「わからない」の割合が高い。ファミリーホーム、一時保護委託中の児童は「ない」の割合が高い。

	合計	【2】今後、自分の家族と暮らすなら、家族にお願いしたいことがありますか			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	378 100.0%	88 23.3%	158 41.8%	119 31.5%	13 3.4%
児童養護施設	281 100.0%	65 23.1%	113 40.2%	91 32.4%	12 4.3%
ファミリーホーム	18 100.0%	1 5.6%	12 66.7%	5 27.8%	0 0.0%
里親	17 100.0%	7 41.2%	1 5.9%	9 52.9%	0 0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	4 11.4%	22 62.9%	8 22.9%	1 2.9%
一時保護中	22 100.0%	8 36.4%	8 36.4%	6 27.3%	0 0.0%
一時保護委託中	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%

今後、自分の家族と暮らすなら、家族にお願いしたいことが「ない」の割合が高い。一時保護または一時保護委託中の児童は「ある」の割合が高い。

	合計	【3】今後、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からして欲しいと思うことがありますか			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	378 100.0%	37 9.8%	185 48.9%	143 37.8%	13 3.4%
児童養護施設	281 100.0%	27 9.6%	130 46.3%	113 40.2%	11 3.9%
ファミリーホーム	18 100.0%	0 0.0%	15 83.3%	3 16.7%	0 0.0%
里親	17 100.0%	2 11.8%	2 11.8%	13 76.5%	0 0.0%
一時保護中	22 100.0%	4 18.2%	7 31.8%	11 50.0%	0 0.0%
一時保護委託中	5 100.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	3 8.6%	27 77.1%	3 8.6%	2 5.7%

今後、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からして欲しいと思うことが「ない」の割合が高い。里親、一時保護中の児童は「わからない」の割合が高い。

<進学や就職について>

問4（中学生以上）

	合計	【1】進学や就職に向けて、親や家族からして欲しいことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	286 100.0%	64 22.4%	214 74.8%	8 2.8%
児童養護施設	207 100.0%	46 22.2%	156 75.4%	5 2.4%
ファミリーホーム	16 100.0%	0.0%	16 100.0%	0.0%
里親	11 100.0%	4 36.4%	7 63.6%	0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	10 28.6%	22 62.9%	3 8.6%
一時保護中	15 100.0%	3 20.0%	12 80.0%	0.0%
一時保護委託中	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0.0%

進学や就職に向けて、親や家族からして欲しいことが「ない」の割合が高い。

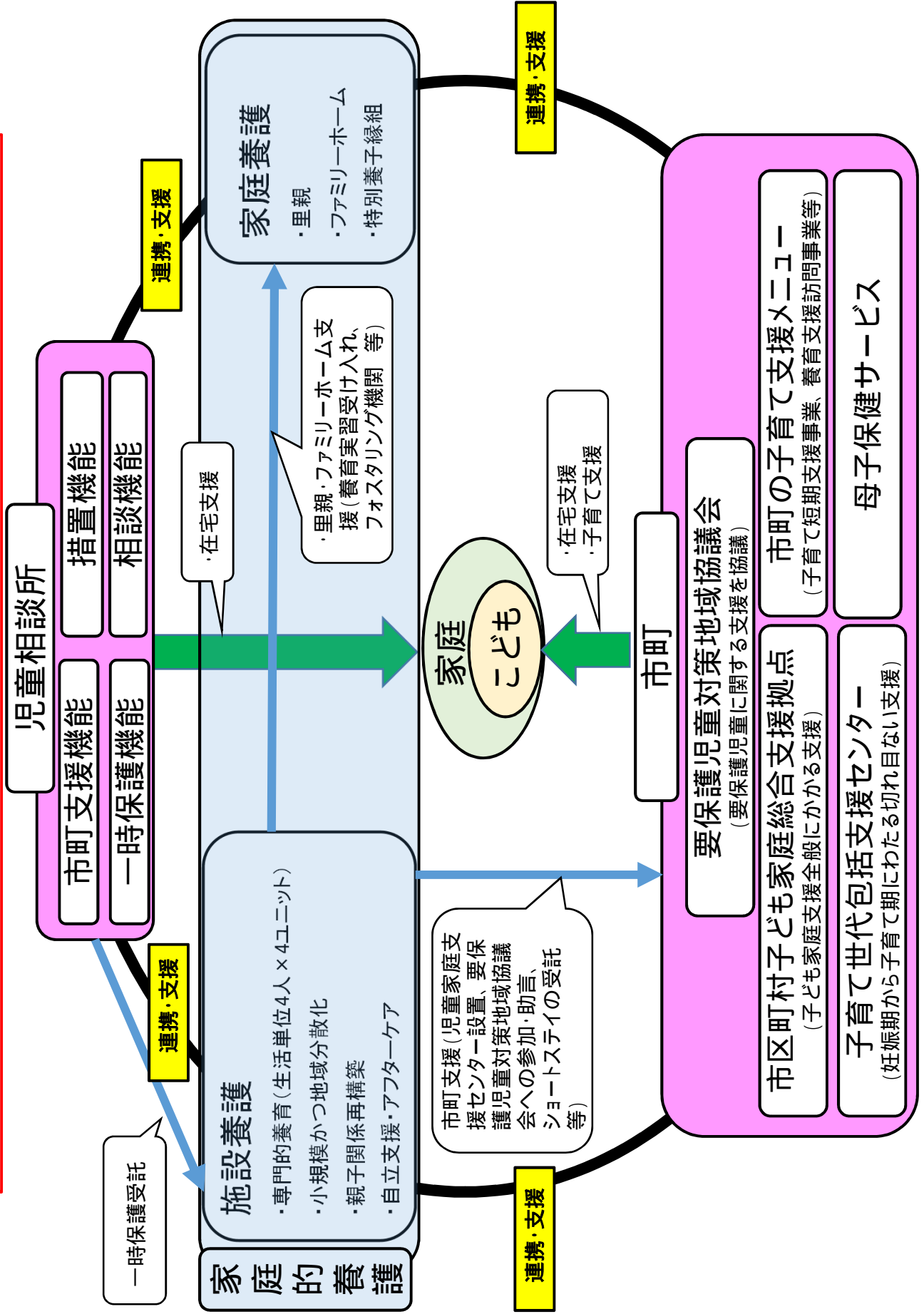
	合計	【2】進学や就職に向けて、施設・里親・ファミリーホームからして欲しいことがありますか（一時保護中の児童は除く）		
		ある	ない	無回答
全体	271 100.0%	64 23.6%	199 73.4%	8 3.0%
児童養護施設	207 100.0%	55 26.6%	145 70.0%	7 3.4%
ファミリーホーム	16 100.0%	0.0%	16 100.0%	0.0%
里親	11 100.0%	5 45.5%	6 54.5%	0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	4 11.4%	30 85.7%	1 2.9%
一時保護委託中	2 100.0%	0.0%	2 100.0%	0.0%

進学や就職に向けて、施設・里親・ファミリーホームからして欲しいことが「ない」の割合が高い。

	合計	【3】進学や就職に向けて、児童相談所からして欲しいことがありますか		
		ある	ない	無回答
全体	286 100.0%	35 12.2%	245 85.7%	6 2.1%
児童養護施設	207 100.0%	23 11.1%	179 86.5%	5 2.4%
ファミリーホーム	16 100.0%	0.0%	16 100.0%	0.0%
里親	11 100.0%	4 36.4%	7 63.6%	0.0%
社会的養護経験者	35 100.0%	5 14.3%	29 82.9%	1 2.9%
一時保護中	15 100.0%	3 20.0%	12 80.0%	0.0%
一時保護委託中	2 100.0%	0.0%	2 100.0%	0.0%

進学や就職に向けて、児童相談所からして欲しいことが「ない」の割合が高い。

長崎県社会的養育推進計画のイメージ図



用語解説

【ア行】

アタッチメント

愛着。乳幼児と特定の養育者との間に作られる、基本的な信頼関係及び情緒的な結びつき。

【カ行】

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

子ども家庭総合支援拠点

18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育ての悩みや困りごと、児童虐待について、専門の相談員が相談・対応する機関。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町が定めることが義務付けられた計画。市町は、この計画に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等を実施することとされている。

【サ行】

里親

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育することを希望する者で、都道府県が適当と認めるもの。

児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する諸問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民等の相談に応じ必要な助言や指導を行うとともに、市町の後方支援、里親への支援等を行う機関。

児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。

小規模グループケア

児童養護施設等において、小規模なグループ（6人程度）で、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うこと。

自立援助ホーム

中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設。

【タ行】

地域小規模児童養護施設

児童養護施設において、小規模なグループ（6人程度）で、地域社会の民間住宅等を活用して近隣地域住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中でケアを行うこと。

DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動。

トラウマ

心的外傷。心理的に大きな打撃を与え、その影響が長く残るような体験。

【ナ行】

乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【ハ行】

パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

フォスタリング

里親養育包括支援。具体的には、里親・ファミリーホームのリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援。

分園型小規模グループケア

小規模グループケアで、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して行うケア。

ペアレント・トレーニング

発達が気になる子どもを持つ親が、子どもの行動を理解したり、特性をふまえた関わり方を学ぶための技法。

【ラ行】

レスパイトケア

里親の一時的な休息のための公的な援助で、里親が、里子を乳児院、児童養護施設や他の里親の元に一時的に預けられる制度。

「長崎県社会的養育推進計画」策定委員会設置要領

(目的)

第1条 平成28年に改正された児童福祉法の理念を具体化するため、国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会が報告した「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)に基づき、国の「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)が全面的に見直されることに伴い、「長崎県家庭的養護推進計画」(平成27年3月)を見直すこととし、里親・ファミリーホーム、施設、学識経験者及び関係職員からなる策定委員会を設置する。

(構成等)

第2条 委員会のメンバーは、社会的養育の推進に向けた取り組みに関わりのある次の機関のメンバーから構成する。

- (1) 長崎県児童養護施設協議会から推薦された者 2名
- (2) 長崎県里親会から推薦された者 2名
- (3) 長崎県ファミリーホーム連絡協議会から推薦された者 1名
- (4) 長崎こども・女性・障害者支援センターから選任された者 2名
- (5) 佐世保こども・女性・障害者支援センターから選任された者 2名
- (6) 社会的養育の推進に向けた取り組みに関わりのある学識者 2名
- (7) こども家庭課職員
- (8) 委員会は、こども家庭課長が、必要があると認めるときは、上記以外の関係者の参加を求めることができる。

(協議事項)

第3条 委員会では、本県が「長崎県社会的養育推進計画」を策定することに資するため、次の事項について、協議する。

- (1) 長崎県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組
- (3) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (4) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (5) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (8) その他必要な事項に関する事

(会議)

第 4 条 会議は、こども家庭課長が必要に応じて招集し、会議の進行は、こども家庭課こども支援班が行う。また、会議に参加できない構成員に対しては、郵送又は電子メールにより資料提供を行い、意見の集約を行う。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、こども家庭課において処理する。

(構成員に対する報償費・旅費の支払)

第 6 条 県職員以外の構成員に対しては、旅費と報償費を支払う。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、こども家庭課長が定める。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 7 月 5 日から施行する。

「長崎県社会的養育推進計画」策定委員会名簿

(敬省略、順不同)

氏名	所属
安河内 慎二	長崎県児童養護施設協議会会長(児童養護施設「マリア園」施設長)
大串 祐子	長崎県児童養護施設協議会(乳児院「光と緑の園乳児院」院長)
系永 真利子	長崎県里親会会長
高比良 亮	長崎県里親会副会長
山崎 浩	長崎県ファミリーホーム連絡協議会(山崎ホーム)
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
尾里 育士	長崎純心大学人文学部地域包括支援学科准教授
内山 千冴	児童養護施設「明星園」
村山 彩子	佐世保市子ども子育て応援センター所長
松藤 邦夫	南島原市こども未来課長
村田 ゆかり	長与町こども政策課長
柿田 多佳子	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長
林 一	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター相談支援課長
樋口 昌巳	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター所長
田川 雅章	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援課長
今富 洋祐	長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課長